		等の数の合計数を介護納付金賦課被保険者の数の合計数で除した数に次条第一項第三号イに掲げる額を乗じて得た額を控除した額
第六条第一号ロ柱書	第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項
	被保険者	一般被保険者
	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項
第六条第一号ロ(1)	被保険者に	一般被保険者に
	おける被保険者	おける一般被保険者
	被保険者（	一般被保険者（
	特例対象者	一般特例対象者
	介護納付金賦課被保険者の	介護納付金賦課被保険者（一般被保険者に限る。）の
	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第六条第一号ロ(2)	被保険者に	一般被保険者に
	おける被保険者	おける一般被保険者
	特例対象者	一般特例対象者
	介護納付金賦課被保険者の	介護納付金賦課被保険者（一般被保険者に限る。）の
	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第六条第一号ロ(3)及び(4)	被保険者に	一般被保険者に
	おける被保険者	おける一般被保険者
	被保険者（特例対象者	一般被保険者（一般特例対象者
	介護納付金賦課被保険者の	介護納付金賦課被保険者（一般被保険者に限る。）の
第六条第一号ハ	被保険者	一般被保険者